

特 記 仕 様 書

業務番号 上農水（整委）第22号

事業名 県営間木堤地区ため池等整備事業

業務名 間木堤ため池第 1 号委託

業務場所 上北郡おいらせ町西後谷地 地内

履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月25日

測量・調査・設計業務 特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、及び青森県農村整備課制定の「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、県営間木堤地区ため池等整備事業で実施するため池改修工事の実施設計を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、上北郡おいらせ町西後谷地地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

(管理技術者)

第1-5条 本業務で配置する管理技術者は、共通仕様書第1-6条によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業土木、農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	農学	

第2章 測量業務

—(基本条件)—

第2-1条 測量成果は、本委託業務全体の精度等を左右する基礎であることを十分認識のうえ、線形及びプラス杭（断面変化点には必ず設置する。）は、管理技術者が現地で選定するものとする。

—(測量業務内容)—

第2-2条 測量業務の内容は、別添「業務数量表」のとおりである。

—(障害物の伐採)—

第2-3条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けないで伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

~~（測量業務の留意点）~~

~~第2-4条 測量業務の実施に当たり特に留意する点は、次のとおりである。~~

- ~~1 中心線測量の測点間隔は10m、横断測量の幅は70m程度とする。~~
- ~~2 横断測量は、測点間隔以内では、適宜省略できるものとする。~~
- ~~3 横断測量の測点の優先順序は、プラス杭・役杭・ナンバー杭の順とする。~~
- ~~4 トラバー杭及び仮BM杭は、土工作業により無くならない位置に設置する。~~
- ~~5 杭の規格は、BM杭 15*15*90cm(赤)、I P杭 9*9*90(青)、No杭 6*6*60cm(赤)、幅杭6*6*60cm(黄)とする。~~
- ~~6 復元測量における杭の材料は、木杭又はプラスチック杭とする。~~

~~（用地測量の基準及び精度等）~~

~~第2-5条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。~~

- ~~1 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。~~
- ~~2 測量及び面積測定の精度区分は、不動産登記規則による。~~
- ~~3 縮尺は、原則として1/500とする。~~

第3章 設計業務

（適用する技術基準等）

第3-1条 適用する技術基準等は、「マニュアル」の第2節の表2-1にある技術基準及び参考図書とし、その中で土地改良事業設計指針「ため池整備」を優先して適用するものとする。

（設計条件）

第3-2条 設計業務における設計条件は、「別表2」に示すとおりである。

（設計業務内容）

第3-3条 設計業務の内容は、別添「業務数量表」のとおりであり、作業項目は「別表3」に示すとおりである。

（設計業務の留意点）

第3-4条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 設計に当たっては、事業制度を十分理解し、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 環境との調和に配慮した工事の施工とするため、事業実施により想定される環境影響を調査及び整理し環境配慮対策について検討すること。（土地改良法第1条第2項）
- 3 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。

- 4 計算過程は省略してはならない。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図に記入するものとする。
- 6 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。
- 7 設計にあたり関係機関との協議を有する場合は、原則として業務期間内に予備協議を終え、設計に反映させること。
- 8 数量計算は、「土地改良工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は「工事工種の体系化」に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、算出要領（案）及び工事工種の体系化は、農林水産省ホームページからダウンロードできる。

~~—（照査技術者）—~~

- ~~第3-5条 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条によるものとし、照査技術者は管理技術者と同等の資格を有するものとする。~~
- ~~2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（農林水産省制定。農林水産省ホームページからダウンロードできる。以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。~~
- ~~3 「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。~~
- ~~4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。~~

第4章 地質調査業務

~~—（地質調査業務内容）—~~

- ~~第4-1条 地質調査業務の内容は、別添「業務数量表」のとおりである。~~

~~—（地質調査業務の留意点）—~~

- ~~第4-2条 地質調査業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。~~
- ~~1 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。~~
 - ~~2 共通仕様書、参考文献貸与資料で相互に矛盾がある場合や、字句の解釈に疑義の生じた場合は調査職員の指示を受けるものとする。~~
 - ~~3 機械（土質）ボーリングの調査場所については、調査職員の承諾を得ること。~~
 - ~~4 本調査にあたり、交通事故等を防止するための必要な措置を講じるとともに、第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において措置するものとする。~~

第5章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

（参考図書）

- 第5-1条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

（貸与品等）

- 第5-2条 貸与品は、「別表4」に示すとおりである。貸与後は必要事項をコピー等し、速やかに返却すること。

~~2 受注者が、土地登記簿記録若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。~~

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第5-3条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第5-4条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、打ち合せ書はその都度取り交わすものとする。

(成果物)

第5-5条 提出すべき成果物は、「別表6」に示すとおりである。

(成果物の装丁等)

第5-6条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。ただし、用地調査等の業務がある場合は分冊を基本とする。
- 2 装丁等の詳細は、「マニュアル」の第1節設計業務報告書によるものとし、必要に応じて工種・路線名を明記すること。
- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 提出先は、青森県上北農林水産事務所農村整備庁舎（十和田市西二番町10-21）とする。

第6章 その他

(電子納品業務)

第6-1条 本業務は、電子納品業務であり、下記によるものとする。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガ

イドライン」による。

- 2 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- 3 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページよりダウンロードできる。
- 4 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページの「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

(積算内訳書)

第6-2条 積算内訳書は別添「業務数量表」に基づき作成すること。なお積算に当たっては「積算参考資料」を参照のこと。

- 1 積算においての個別補正内容は「別表3」に示すとおりである。

別表1 業務概要

項 目	内 容
設計業務	ため池改修実施設計 一式

別表2 設計条件（事業計画）

項 目	内 容
1. ため池概要	・ 提高 3.45m（改修後堤高3.80m） ・ 堤長 770.0m（改修延長219.4m） ・ 既設型式：均一型 ・ 集水面積：72ha ・ 貯 水 量：134.4千m³
2. 主要工事計画	・ 堤体嵩上げ 一式
3. その他の制約条件	・ 設計にあたっては、経済比較も踏まえ、総合的に対策工法を決定する。

別表3 設計業務内容

作業項目		数量	補正内容
【実施設計（ため池改修）】 （作業内容は、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和7年度」による。		一式	・ 難易度：普通の技術力 ・ 堤高：3.80m・堤長：220.0m ・ 改修工法：裏面改修 ・ 洪水吐箇所数：1箇所 ・ 取水施設箇所数：1箇所 ・ 取水施設の類似事例：なし ・ ため池箇所数：1箇所
1 準備作業			
1-1	現地調査	一式	個別補正0.50
1-2	資料の検討	一式	個別補正0.50
2 設計基本計画			
2-1	設計作業の基本方針	一式	個別補正0.50
2-2	設計洪水量の検討	—	計上しない
3 堤体の設計			
3-1	設計数値及び基本断面の検討	一式	個別補正なし
3-2	堤体の安定計算	一式	個別補正なし

作業項目		数量	補正内容
3-3	浸透流の検討	一式	計上しない
3-4	附帯工の検討	一式	個別補正0.33
3-5	設計図作成	一式	個別補正なし
3-6	数量計算	一式	個別補正なし
4 基礎処理工の検討		－	計上しない
5 洪水吐の設計			
5-1	基本設計	－	計上しない
5-2	水理計算	－	計上しない
5-3	構造計算	－	計上しない
5-4	設計図作成	－	計上しない
5-5	数量計算	－	計上しない
6 取水設備の設計		－	計上しない
6-1	基本設計	－	計上しない
6-2	水理計算	－	計上しない
6-3	構造計算	－	計上しない
6-4	設計図作成	－	計上しない
6-5	数量計算	－	計上しない
7 施工計画			
7-1	基本構想の立案	－	計上しない
7-2	施工計画及び仮設計画	一式	個別補正なし
8 概算工事費		一式	個別補正なし
9 照査		－	計上しない
10 点検取りまとめ		一式	個別補正0.36

別表4 貸与品

貸与資料名	部数	備考
令和元年度 間木堤詳細調査業務委託報告書	1部	
令和6年度 間木堤地区 ため池等整備事業調査設計委託報告書	1部	測量、地質調査成果
令和6年度 間木堤地区 ため池等整備事業調査計画委託報告書	1部	
令和7年度 間木堤地区 ため池等整備事業調査計画第2号委託報告書	1部	

別表5 打合せ

業務	作業段階	回数	内 容
設 計	業務着手前	1回	・ 業務基本的事項及び業務計画、測量及び設計方針の概略について打合せする。 ・ 調査職員と管理技術者同席で現場踏査する。
	中間打合せ	3回	・ 細部条件、構造細目等について打合せする。
	報告書原稿作成段階	1回	・ 調査業務を含めた成果物全体の取りまとめ方について打合せする。 ・ 管理技術者が同席すること。

別表6 成果物

成果物名	内 容	規 格	部数
業 務 報 告 書	設計計算書、設計説明書、設計資料、数量計算書 他	A-4	2 部
図 面	計画平面縦断図、横断図、構造図、撤去工平面図、仮設工計画図 他	A-3	2 部
電 子 媒 体	業務報告書及び図面データ	CD-R 又は DVD-R	正・副各 1 部
※ 装丁はチューブファイルとし、マイラー原図の提出は要しない。 ※ 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。			